

- 第15条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同して入会し、大阪府に所在する社会保険の適用事業所の事業主とする。
2. この法人の会員には、理事会の議決を経て、前項に規定する者以外の者を賛助会員とすることができる。
3. 前各項の規定により入会または退会しようとする事業主等は、入会または退会の意思をこの法人に示さなければならない。

(会 費)

- 第16条 会員は、この法人の運営に要する会費を負担しなければならない。
2. 前項の会費に関する事項については、理事会の議決を経て別に定める。

第 4 章 役 員

(種別及び定数)

- 第17条 この法人に次に掲げる役員を置く。

- | | |
|---------------------------------|------------|
| (1) 会 長 | 1 人 |
| (2) 副 会 長 | 1 人 |
| (3) 専務理事 | 1 人 |
| (4) 常務理事 | 1 人 |
| (5) 理 事 (会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む。) | 20人以上30人以内 |
| (6) 監 事 | 2 人 |

(選任等)

- 第18条 理事及び監事は、会員の中から評議員会において選任する。
- ただし、必要がある場合は、学識経験者を選任することができる。
2. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は理事の互選により選任する。
3. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
4. 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し登記簿の謄本を添え遅滞なく、その旨を大阪社会保険事務局長に届け出なければならない。
5. 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を大阪社会保険